2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第１０回「Ⅲ．基本的人権：人身の自由権」

2018.06.21.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→学納金(入園金と保育料)は返還しない契約を結んでいたが、入学(入園)辞退した場合に、学納金は返還されるか否か、法→契約、消費者契約法、大学学納金についての最高裁判決、
諸説→契約しているので返還不要、消費者契約法にしたがって入園料のみ返還、公序良俗違反で返還

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①入学金は学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有るものであり、その納付をもって学生は上記地位を取得するものであるから、大学はその返還義務を負う理由はない。

②原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、消費者契約法により不返還特約はすべて無効となり、大学は返還義務を負う。

2.今回講義：基本的人権（心の自由権→新しい人権・平等権→財産権／人身の自由）

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①最高裁は、広島市条例が文言どおりに適用されると、いかなる理由で、どのような問題が生じると述べているか。

②最高裁は、その上で、どのように解すれば、憲法違反とまではいえないと述べているか。

＊設問：広島市暴走族追放条例は罪刑法定主義に反するか。

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：GPS 捜査［資料：朝日新聞 2017 年 3 月 16 日付］

2)最高裁判決の事例［資料：朝日新聞 2007 年 9 月 19 日付］

3)「刑法」とは何か：罪とそれに対する罰を定めた法律

e.g.刑法 199 条　「人を殺したる」(←罪)「者」は、
「死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する」(←罰)

前近代刑法と近代刑法

前近代刑法は、統治者が被統治者を支配することが目的　e.g.「律令政治」の「律」が刑法をさす

近代刑法は、国民が統治者を統制するためのもの

２．憲法における人身の自由権

1)主権者たる国民が統治者を規制するためのもの

2)基本原則　1.奴隷的拘束・苦役からの自由(18 条)
2.適正手続き(31 条)　告知・聴聞　→　罪刑法定主義

3)被疑者の権利　1.令状主義(33 条)　←　裁判官の許可、cf.現行犯逮捕
2.不当な拘留・拘禁の禁止(34 条)
3.住居の不可侵(35 条)　ただし、令状逮捕・現行犯逮捕だと住居へに立ち入り可能
4.自白の証拠能力(38 条)

4)被告人の権利　1.残虐な刑罰の禁止(36 条)　cf.死刑
2.迅速裁判・公開裁判・証人・弁護士(37 条)
3.一事不再理(39 条)
4.刑事補償(40 条)　←　無罪になった場合

5)被害者・被害者家族、加害者家族

３．罪刑法定主義

1.趣旨：ある行為を犯罪として処罰するためには、法律によって事前にかつ明確に、犯罪とされる行為の内容、及びそれに対して科される刑罰を定めておかなければならない。

2.根拠：自由主義・民主主義、憲法 31 条　＊刑法典に明文規定はない。

cf.戦前の治安維持法やナチス刑法における「罪刑の法定」とは異なる

＊ポイント：<u>罪刑法定主義≠罪刑の法定</u>　←趣旨は、事前に法定することでなく、人権保障のため

3.派生原理

1.慣習刑法の排除　：慣習法による処罰は認められない

2.刑法の不遡及　　：刑法施行前の行為は処罰されない　cf.憲法 39 条

3.類推解釈の禁止　：文言からの類推解釈は許されない

4.絶対的不定期刑の禁止：刑期をまったく定めない刑は許されない

5.刑罰法規の明確性：できる限り意味内容が明確でなければならない

４．広島市暴走族追放条例事件

1)事実経過→条例（［資料］参照）

2)諸見解

a.限定的合憲解釈(最高裁多数意見)

b.表現の自由・罪刑法定主義に反し違憲(最高裁少数意見)

［自己点検］

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

［課題提出者数］

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	71	70	69	69	70	69	68	67	67						
子供(67)	65	65	66	66	62	60	63	62	62						

［次回講義への Reading Assignment］

市川須美子「学習指導要領の法的性質」行政法判例百選Ⅰ［第 6 版］(2012 年)110 頁